平成十九年十二月七日奈良県公報第千九百二十八号正誤

一　一の３の(一)及び二の３の(一)は、以下の誤り。

(一)　立木の伐採の方法

(１)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(２)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(３)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　九行目「農林省告示」は、「農林水産省告示」の誤り。